20　「法第15条の４の徴収猶予を受けようとする税額⑳」の欄は、法第15条の４第１項の規定の適用を受けようとする場合において、第１号様式による届出書に代えようとする法人が記載すること。

21　還付請求の「中間納付額㉑」の欄は、法第53条第20項又は第72条の28第４項の規定により還付を受けようとする場合において、政令第９条の２又は第25条の規定による請求書に代わるものとして記載することができること。

［削る］

22　［略］

23　［略］

24　［略］

第六号様式別表一（提出用）（用紙日本工業規格Ａ４・セピア色）（第二十三条・第十条の十一関係）

［様式　略］

第六号様式別表一（入力用）（用紙日本工業規格Ａ４・セピア色）（第二十三条・第十条の十一関係）

［様式　略］

第６号様式別表１記載要領

［１～４　略］

５　「法人税法の規定によって計算した連結法人税額に係る個別帰属額又は法人税法の規定によって計算した法人税額①」の欄は、連結申告法人（法人税法第２条第16号に規定する連結申告法人をいう。以下この記載要領において同じ。）にあっては、当該連結申告法人に係る法人税の明細書（別表５の２(2)付表）の「当期分㊹」欄の「当期発生額②」の欄の金額（連結地方法人税個別帰属額を除く。）に、所得税額の控除額の個別帰属額（法人税の明細書（別表６の２(1)）の㉒の欄の金額）、外国税額の控除額の個別帰属額（法人税の明細書（別表６の２(2)付表）の⑱の欄の金額）及び連結欠損金の繰戻しによる還付金の個別帰属額の合計額を加算した金額を記載し、括弧内には個別帰属特別控除取戻税額等（個別帰属特別控除取戻税額等がない場合には、零）を記載すること。

また、連結申告法人以外の法人にあっては、法人税の申告書（別表１(1)から別表１(3)まで）の「法人税額計」の欄の金額（この欄の上段に使途秘匿金の支出の額の40％相当額が記載されている場合には、当該「法人税額計」の欄の金額に当該額を加算した金額）を記載し、括弧内には連結納税の承認の取消しによる取戻税額、リース特別控除取戻税額、使途秘匿金の支出に対する法人税額及び土地譲渡利益金額に対する法人税額の合計額を記載すること。

［６～８　略］

20　「法第15条の４の徴収猶予を受けようとする税額㉕」の欄は、法第15条の４第１項の規定の適用を受けようとする場合において、第１号様式による届出書に代えようとする法人が記載すること。

21　還付請求の「中間納付額㉖」の欄は、法第53条第20項又は法第72条の28第４項の規定により還付を受けようとする場合において、政令第９条の２又は政令第25条の規定による請求書に代わるものとして記載することができること。

22　還付請求の「利子割額㉗」の欄は、地方税法の一部を改正する法律（平成25年法律第３号）第２条の規定による改正前の法第53条第40項の規定により還付を受けようとする場合において、地方税法施行令の一部を改正する政令（平成25年政令第173号）の規定による改正前の政令第９条の９の２の規定による請求書に代わるものとして記載することができること。

23　［同左］

24　［同左］

25　［同左］

第六号様式別表一（提出用）（用紙日本工業規格Ａ４・セピア色）（第二十三条・第十条の十一関係）

［様式　同上］

第六号様式別表一（入力用）（用紙日本工業規格Ａ４・セピア色）（第二十三条・第十条の十一関係）

［様式　同上］

第６号様式別表１記載要領

［１～４　同左］

５　「法人税法の規定によって計算した連結法人税額に係る個別帰属額又は法人税法の規定によって計算した法人税額①」の欄は、連結申告法人（法人税法第２条第16号に規定する連結申告法人をいう。以下この記載要領において同じ。）にあっては、当該連結申告法人に係る法人税の明細書（別表５の２(2)付表）の「当期分㊺」欄の「当期発生額②」の欄の金額（連結地方法人税個別帰属額及び連結復興特別法人税個別帰属額を除く。）に、所得税額の控除額の個別帰属額（法人税の明細書（別表６の２(1)付表）の㉛の欄の金額）、外国税額の控除額の個別帰属額（法人税の明細書（別表６の２(2)付表）の⑱の欄の金額）及び連結欠損金の繰戻しによる還付金の個別帰属額の合計額を加算した金額を記載し、括弧内には個別帰属特別控除取戻税額等（個別帰属特別控除取戻税額等がない場合には、零）を記載すること。

また、連結申告法人以外の法人にあっては、法人税の申告書（別表１(1)から別表１(3)まで）の「法人税額計」の欄の金額（この欄の上段に使途秘匿金の支出の額の40％相当額が記載されている場合には、当該「法人税額計」の欄の金額に当該額を加算した金額）を記載し、括弧内には連結納税の承認の取消しによる取戻税額、リース特別控除取戻税額、使途秘匿金の支出に対する法人税額及び土地譲渡利益金額に対する法人税額の合計額を記載すること。

［６～８　同左］